

第1号議案

平成23年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）

平成23年度北はりま消防組合一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ527,792千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,740,585千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。
（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成24年2月27日提出

北はりま消防組合

管理者 加東市長 安田正義

北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第17号）の公布により、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）が一部改正されたため、同法の規定を引用する北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成23年北はりま消防組合条例第19号。以下「条例」という。）の一部を改正することとした。

2 改正内容

- (1) 支援法に第5条第4項として「同行援護」の定義規定が追加され、項が繰り下がったため、条例で引用する第5条第6項を第7項に、同条第12項を第13項に改めたこと。
- (2) 支援法の第5条第8項の「児童デイサービス」の定義規定が削除され、条例の引用する項が繰り上がったため、第5条第13項を第5条第12項に改めたこと。

3 施行期日等

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 平成24年4月1日

北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

国家公務員の給与は、給与臨時特例法案の早期成立を期するため、人事院勧告を実施するための給与法改正案を提出しないことが閣議決定されたが、地方公務員の給与改定に当たっては、地方公務員法に定める給与決定の諸原則、都道府県人事委員会における公民給与の調査結果等を勘案し、適切に対応することとされた。

北はりま消防組合においても、これらのことを基本姿勢として、人事院の勧告を踏まえ、給与条例について所要の改正を行うこととした。

2 改正内容

給与構造改革における経過措置額について、平成24年度は経過措置額として支給されている俸給の2分の1を減額（減額の上限1万円）して支給し、平成25年4月1日に廃止する。

3 施行期日等

- (1) 第1条の規定 平成24年4月1日
- (2) 第2条の規定 平成25年4月1日

北はりま消防組合手数料条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令405号）が平成23年12月21日に公布され、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備に係る技術上の基準の規定が追加されたことに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額を定める省令（平成12年自治省令第5号）の一部が改正されたため、所要の改正を図るもの。

2 改正内容

浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査の手数料を新たに設けるもの。

3 施行期日 平成24年4月1日

加東公平委員会規約の一部変更（要旨）

1 協議理由

平成24年4月1日から「北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園」の名称を変更することに伴い、加東公平委員会規約の一部を変更する必要性が生じたため。

2 協議内容

加東公平委員会を共同設置する地方公共団体のうち「北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園」を「北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園」に名称を変更することに伴う加東公平委員会の規約の変更

3 施行期日 平成24年4月1日

第6号議案

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更（要旨）

1 協議理由

平成24年4月1日から「北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園」の名称を変更することに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する必要性が生じたため。

2 協議内容

兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体のうち「北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園」を「北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園」に名称を変更することに伴う、兵庫県市町村職員退職手当組合の規約の変更

3 施行期日 平成24年4月1日

第7号議案

平成24年度北はりま消防組合一般会計予算

平成24年度北はりま消防組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,420,218千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、183,000千円と定める。

平成24年2月27日提出

北はりま消防組合

管理者 加東市長 安田正義